

## こども・子育て支援の充実強化を求める意見書

こども政策の司令塔として令和5年4月に創設された「こども家庭庁」が中心となり、こどもや若者を始め、子育て世代の視点に立った政策が進められている。

こども家庭庁が政策理念とする「こどもまんなか社会」の実現のためには、若い世代が自らの主体的な選択により、結婚し、こどもを産み育てたいと望んだ場合には、その希望が叶うよう社会全体で支えていくことが重要であり、また、妊娠・出産、新生児期、乳幼児期、学童期・思春期など、それぞれのライフステージに応じた、切れ目のない継続的な支援が求められる。

よって、国においては、次の事項の実現に向けた措置を講ずるよう強く要望する。

- 1 将来世代に負担を先送りすることのないよう、安定的な財源を確保しつつ幼児教育・保育の無償化を着実に推進するとともに、保育士という職業の魅力を広く社会に発信するとともに、処遇の改善を通じ、保育人材の確保に努めること。また、「こども誰でも通園制度」の導入に当たっては、導入時期や保育時間など、地域の実情に応じて柔軟に対応できる制度設計とすること。さらに、学童保育の待機児童の解消や児童の安全確保のため、放課後児童クラブの量的拡充と質的向上を図ること。
- 2 妊娠や不妊に関する知識の普及啓発やプレコンセプションケアの推進など、妊娠前の段階から、妊娠期、子育て期にわたる切れ目のない取組の強化を図ること。
- 3 不妊・不育症治療等における相談窓口の充実強化や、医療保険適用範囲の拡大などにより患者の経済的負担を軽減するとともに、多子・多胎児世帯の教育費の負担軽減や住宅支援などの制度の拡充を図ること。
- 4 ひとり親に対する職業訓練の支援に当たっては、高等職業訓練促進資金貸付事業や自立支援教育訓練給付金事業の拡充、さらにはその継続的な実施を通じ、中長期的な自立につながる取組を強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年3月19日

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
総務大臣  
財務大臣 宛て  
文部科学大臣  
厚生労働大臣  
内閣府特命担当大臣  
(こども政策)

福島県議会議長 西山尚利